





## 1 要介護状態、軽度介護状態への備え 保険契約の型: 介護年金I型

<ご契約例> 保険期間・保険料払込期間: 終身

- 主契約: 介護年金I型 要介護1年金額: 24万円 5年確定年金
- 特別: 軽度介護一時金給付特別 軽度介護一時金額: 5万円

### 主契約

- 要介護1年金: 年金として**24万円** \*お支払回数は5回 \*病気やケガで以下の①②のいずれかに該当されたとき、要介護1年金をお支払いします。
  - ① 公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき
  - ② 満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

### 特別

- 軽度介護一時金: 一時金として**5万円** \*病気やケガで公的介護保険制度に定める要支援1以上の状態に該当していると認定されたとき、軽度介護一時金をお支払いします。<sup>注1</sup>

保険料(月払・口座振替) (円)

ご契約年齢	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳
男性	1,794	2,263	2,946	4,196	6,212	9,375
女性	1,981	2,525	3,311	4,779	7,163	11,076

注1: 軽度介護一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

注2: 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特別の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。認知症診断一時金および軽度認知障害診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

- 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。
  - 公的介護保険制度が改正された場合、お支払事由を変更することがあります。
  - 保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。
- 生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※法人募集代理店およびその特定関係法人の役員・従業員は、法律上の規制により、当該代理店から重度介護前払機能付死亡保障特別をお申込みいただくことはできません。

## 2 認知症、軽度認知障害、重度介護状態・万への備え 保険契約の型: 認知症診断一時金型

<ご契約例> 保険期間・保険料払込期間: 終身

- 主契約: 認知症診断一時金型 認知症診断一時金額: 125万円
- 特別: 軽度認知障害診断一時金特別 軽度認知障害診断一時金額: 5万円 重度介護前払機能付死亡保障特別 死亡保険金額: 50万円

### 主契約

- 認知症診断一時金: 一時金として**125万円** \*病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の器質性認知症と医師によって診断確定されたとき、認知症診断一時金をお支払いします。<sup>注2</sup>

### 特別

- 軽度認知障害診断一時金: 一時金として**5万円** \*病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の軽度認知障害と医師によって診断確定されたとき、軽度認知障害診断一時金をお支払いします。<sup>注2</sup>
- 死亡保険金: 保険金として**50万円** \*被保険者が死亡したとき、死亡保険金をお支払いします。<sup>注3</sup>

保険料(月払・口座振替) (円)

ご契約年齢	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳
男性	2,535	3,212	4,155	5,772	8,297	12,360
女性	2,702	3,415	4,470	6,375	9,470	14,642

注3: 死亡保険金額の全部または一部を重度介護保険金としてお受け取りいただくこともできます。次の(1)(2)のすべてに該当されたとき、重度介護保険金をお受け取りいただけます。

- (1) 病気やケガで次の①②すべてに該当されたとき
- ① 請求日において次のいずれかに該当されたとき
    - 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき
    - 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
  - ② 認知症診断一時金が支払われるとき、または支払われているとき
- (2) 請求日における年齢が40歳以上であるとき
- お支払額は、指定保険金額<sup>注</sup>に請求日における約款所定の給付割合を乗じた金額となります。
  - 注 指定保険金額とは、死亡保険金額のうち所定の範囲内で指定した金額です。
  - 約款所定の給付割合は100%未満となるため、お支払額は指定保険金額よりも少なくなります。
  - 重度介護保険金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。
  - 死亡保険金と重度介護保険金は、重複してお支払いできません。



## ヘルスケアサービス

# MSA ケア

介護・認知症の予防・早期発見や生活サポートサービスでロングライフをトータルでサポートします



### 予防・早期発見

### 生活サポート

#### 運動で予防

優待価格



#### ご自身でチェック

無料



#### 配食

優待価格



#### 家事代行

優待価格



- MSAケアのご利用には、MSAケアWebサービスのご登録が必要です(ご登録無料)。
- 各サービスの優待価格やご利用の流れ等は、MSAケアWebサービス内をご確認ください。
- 「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
- サービスの内容等は、2024年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
- 各サービスの詳細・留意事項は、MSAケアホームページ(<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>)をご確認ください。

MSAケアの  
最新のライン  
ナップは  
こちら



MSAケアを  
今すぐ  
試したい方は  
こちらから!



## 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>